

# メディケアとは

65歳になるあなたへメディケアの基本をお話します



## メディケア

65歳以上のシニア、65歳未満の障がい者や末期腎不全患者を対象とした連邦政府による健康保険です。

### 加入資格と加入時期（シニアの場合）

65歳になるとメディケアに加入できます。65歳になる月の3ヶ月前、誕生日、その後の3ヶ月の間に加入手続きを行います（例えば誕生日が7月の場合、4月～10月の間）。65歳以降も職場の保険に加入している方は、退職後8ヶ月以内は申請可能です。このタイミングを逃した方は、毎年1月1日～3月31日の一般申請期間に申請できますが、保険の適用は7月1日からになります。ただし、後述の一般申請期間にメディケアに加入すると遅延加入罰金が発生しますのでご注意ください。

なお、65歳前にソーシャルセキュリティーベネフィット（米国老齢年金等）を受給し始めた方は、65歳の誕生日の3ヶ月前にメディケア・カードが自動的に送付されてきます。

## メディケアの種類

### パートA（入院費用）

- ・ 病院での入院
- ・ 高度看護施設でのケア（リハビリ等）
- ・ ホスピス・ケア
- ・ 在宅ケア

### パートB（外来費用）

- ・ 医師やその他の医療関係者による医療行為
- ・ 外来サービス
- ・ 在宅ケア
- ・ 医療器具
- ・ 予防サービス

### パートC（メディケア・アドバンテージ）

- ・ パートAとBで保障されるサービス
- ・ 通常パートDも含まれる
- ・ 民間の保険会社によって提供されている
- ・ 追加サービスが含まれていることも（歯科、針療法、補聴器、長期ケア等）

### パートD（処方せん薬）

- ・ 処方せん薬代をカバー
- ・ 民間の保険会社によって提供されている
- ・ 処方せん薬代のコストを下げる

**MEDICARE HEALTH INSURANCE**  
1-800-MEDICARE (1-800-633-4227)

NAME OF BENEFICIARY  
**JOHN DOE**

MEDICARE CLAIM NUMBER  
**000-00-0000-A**

SEX  
**MALE**

IS ENTITLED TO  
**HOSPITAL (PART A)**    **01-01-2007**  
**MEDICAL (PART B)**    **01-01-2007**

SIGN HERE →

## 保険用語

**コーペイ（Copayment）**：被保険者が医療サービス（診察、外来診療、処方せん薬など）に対して支払う金額。各プランにより一定に定められている。（例：外来診療\$10）

**免責額（Deductible）**：保険適用前に被保険者が負担する医療費や処方せん薬代。

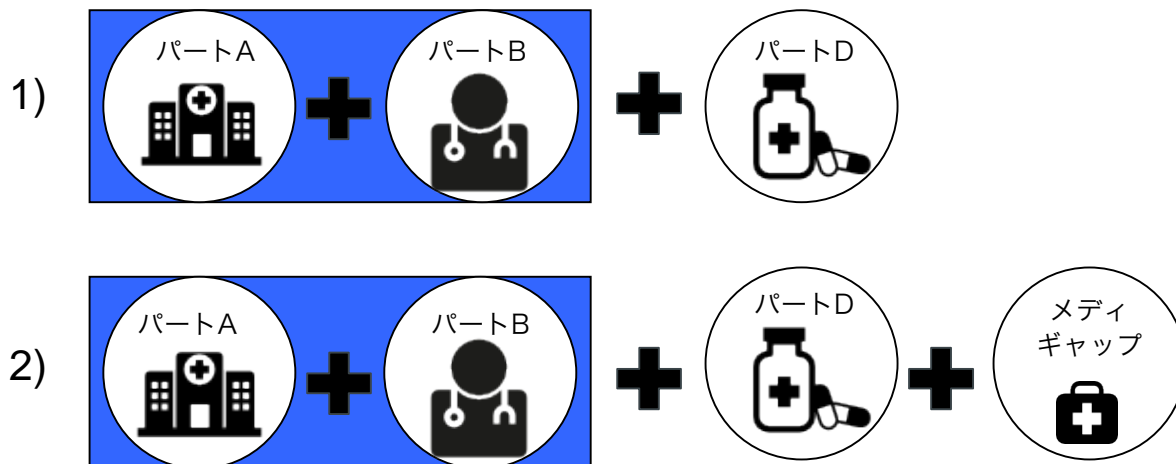
**コインシュランス（自己負担率：Coinsurance）**：保険適用時（免責額支払い後）に被保険者が負担する医療費の割合（例：20%）

**HMO（Health Maintenance Organization）プラン**：パートCの種類で、保険会社のネットワーク内の医療機関で受診しなければならない。救急以外でネットワーク外の医療機関で診療すると、全額自己負担になる。

**PPO（Preferred Provider Organization）プラン**：パートCの種類で、ネットワーク内外で受診可能。ただし、ネットワーク外で受診した場合は、通常自己負担額が高くなる。

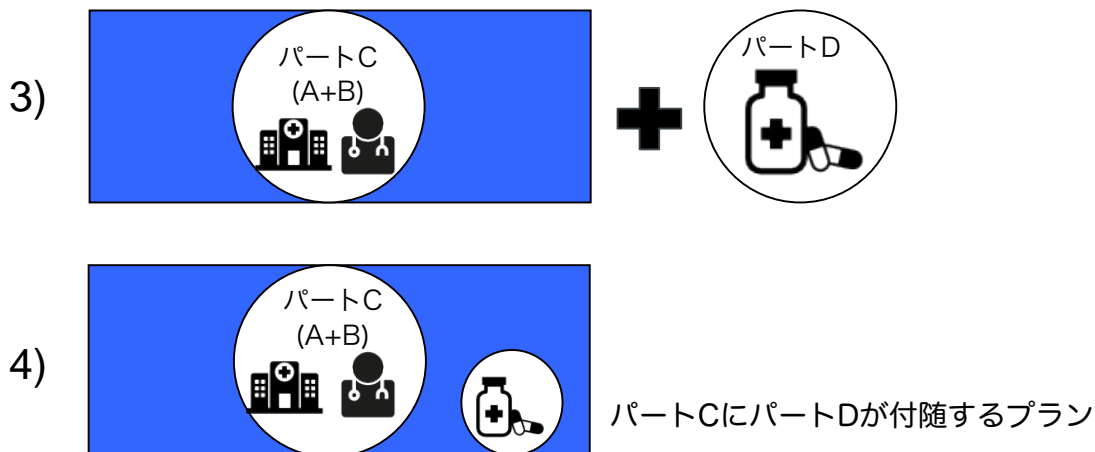
## メディケア・プランの組み合わせ：4つの選択肢

### オリジナル・メディケア



オリジナル・メディケアではカバーされない医療サービスを民間の保険会社を通してカバーするプラン。

### メディケア・アドバンテージ（パートC）



### オリジナル・メディケアを持つ利点

- メディケアを受け付ける医療機関ならどこでも受診可能
- スペシャリストの紹介不要

### メディケア・アドバンテージを持つ利点

- パートDが含まれるプランがある（パートDの保険料が無料のプランもある）
- 眼科、歯科、高度看護施設の長期ケアなどが含まれるプランがある
- 年間自己負担限度額が設けられている



## メディケア・パートA（入院費の保障）

### 仕組み

高度看護施設やホスピスを含む医療施設や病院への入院費用を負担します。また、退院後の短期在宅ケアも負担します。

### 罰金

無料のパートAに該当しない方がメディケアの購入に遅れると、ひと月最高10%までの罰金が2倍の年数科せられます。

（例えば、2年間パートAに加入しなかったら、保険料x10%を4年間支払わなければいけません。）なお、パートAに加入していると、オバマケアへの罰金は科されません。

### 費用

**保険料**：加入者または（元）配偶者が10年以上ソーシャルセキュリティ税を納税していれば、パートAの保険料は無料です。十分な納税期間がなく、（元）配偶者の納税歴も利用できない場合は、パートAを購入します。約7.5~10年未満納税していれば、保険料は月\$227。約7.5年未満納税していれば、保険料は月\$413（2017年度）。



## メディケア・パートB（医師と外来医療費の保障）

### 仕組み

入院時の手術、外来診療、理学療法、作業療法、医療器具、救急車、血液検査などのラボなど、医学上必要な医療サービスや疾病予防サービスを主に負担します。

### 罰金

該当資格を得たときにパートBに加入しないと、保険未加入年1年につき10%の罰金がメディケアを持っている限り科せられます。（例えば、2年半加入しなかった場合、20%加算されます。）なお、パートBのみに加入している場合、オバマケアの罰金が科せられますのでご注意ください。

### 費用

**保険料**：加入者の年間所得により決定されます。個別申告\$85,000以下、夫婦合算申告\$170,000以下の方の2017年度の保険料は\$134です。ただし、ソーシャルセキュリティベネフィットを受給しており、パートBの保険料がそこから差し引かれる人の保険料は平均\$109と安くなります。社会保障庁があなたの保険料を換算してくれます。

### 加入者の費用分担

**免責額**：パートBが医療費を負担し始める前に、加入者は免責額を支払わなければいけません。2017年度の免責額は、年間\$183。

**自己負担額**：自己負担限度額なし。

**自己負担率**：免責額支払い後、通常20%のコインシュランスがかかります。残りの80%はパートBが負担します。

 **メディケア・パートC (メディケア・アドバンテージ)****仕組み**

メディケア・アドバンテージ・プランは、メディケアと契約した民間の保険会社により提供されています。このプランは、少なくともメディケア・パートA&Bと同じような内容を保障しますが、各プランによりさまざまな異なったルール、費用、カバーの規制があります。さらに、オリジナル・メディケアではカバーされない長期ケア、歯科治療、針療法、補聴器、ジムの無料会員を含む健康プログラムなどを負担するプランもあります。多くの場合、処方せん薬の保障も含まれます。オリジナル・メディケアの代替プランのため、メディケア・パートAとBに加入していることが、パートCに加入する条件です。

**費用**

**保険料**：引き続きパートBの保険料を支払います。また、ほとんどの場合、保険会社によりパートCの保険料が設定されています。保険料はプランによって大きく異なり、保険料が無料のものもあります。

**プランの変更**

10月15日～12月7日の年次メディケアプラン見直し期間に、毎年保険プランの更新と変更を行うことができます。

**メディケア・パートD (処方せん薬)****仕組み**

処方せん薬代を負担します。メディケアに認定された民間の保険会社により提供されています。

**保障対象外**

プランで保障されない処方せん薬は負担されないため、服用している医薬品が保障されるか事前確認しましょう。

**罰金**

任意加入ですが、新規加入期間後にパートDに申請せず、後に加入すると、ひと月\$35.63 (2017年) x1%の罰金が科せられます。

**プランの変更**

10月15日～12月7日の年次メディケアプラン見直し期間に、毎年保険プランの更新・変更を行うことができます。



## メディギャップ（メディケア補足プラン）

### 仕組み

オリジナル・メディケアでカバーされない費用（免責額、コペイ、コインシュランスなど）のすべて、または一部を補足負担する保険で、民間の保険会社により提供されています。10種類の標準化されたプランがあり、オリジナル・メディケアに加入していることがメディギャップに加入できる条件となります。

### 保障対象外

通常の眼科、歯科、聴覚の治療、補聴器と眼鏡、付き添い看護、長期ケアなどはカバーされません。

### 費用

**保険料**：各ポリシーによって異なりますが、より良い保障内容のものだと、保険料も高くなります。

### プランの変更

州によって異なりますが、連邦法に沿った特別な状況に該当しない限り、プランの変更はできません。通常パートBが始まった月から6ヶ月以内であれば変更可能です。ポリシーを解約したいときは、保険会社へご連絡ください。

メディケアに関してご質問のある方は、以下の機関でご相談できます。

- **Medicare.gov** : 1-800-MEDICARE (1-800-633-4227)。
- **社会保障庁** : 1-800-772-1213 (TTY: 1-800-325-0778)。
- **Medicare Rights Center** : National Helpline 1-800-333-4114。
- 資産の少ない低所得の方は、メディケイド事務所にて援助への申請ができます。

また、日米ソーシャルサービス（JASSI）でもメディケアやメディケイドなどの医療保険に関するご相談を受け付けています。JASSIシニアプログラム担当片山瑞恵**212-442-1541 ext. 3**または [mkatayama@jassi.org](mailto:mkatayama@jassi.org)までお気軽にご連絡ください。

日米ソーシャルサービス（JASSI）は、ニューヨーク市内や近郊に居住する方々へ福祉サービスを提供するために1981年に創立された501(c)(3)認定非営利団体です。言語、文化、および制度の違いから生じる様々な問題を抱え、支援が必要な方々の生活の質の向上を図ることをミッションに、「日系コミュニティの駆け込み寺」として秘密厳守のもと、専門教育・訓練を受けたバイリンガル・スタッフが一人一人のニーズに合わせて福祉サービスを無料で提供しています。



Japanese American Social Services, Inc.  
日米ソーシャルサービス（ジャシー）

業務時間月曜日～金曜日 午前10時～午後5時

電話：212-442-1541

住所：100 Gold Street, Lower Level, New York, NY 10038

Eメール：info@jassi.org

ウェブサイト：http://jassi.org